

介護老人保健施設 青葉の丘
通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション
重要事項説明書

1. 法人及び施設の概要

(1) 法人の概要

- ① 名 称 : 医療法人社団 白寿会
- ② 所 在 地 : 東京都世田谷区等々力4丁目7番16号 石井ビル1階
- ③ 代 表 者 : 理事長 和田 博美
- ④ 電 話 番 号 : 03-3705-1003
- ⑤ F A X 番 号 : 03-3705-1902

(2) 施設の概要

(2) 施設の概要

- ① 名 称 : 介護老人保健施設 青葉の丘
- ② 所 在 地 : 神奈川県横浜市青葉区元石川町6568
- ③ 開設年月日 : 平成14年3月1日
- ④ 代 表 者 : 施設長 河西 紀昭
- ⑤ 電 話 番 号 : 045-904-2255
- ⑥ F A X 番 号 : 045-904-1511
- ⑦ 介護保険指定番号 : 1453780012
- ⑧ 併設するサービス : 介護老人保健施設、短期入所療養介護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援
- ⑨ 利 用 定 員 : 30名

2. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション等」という。）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画（以下「通所リハビリテーション計画等」という。）を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(2) 運営方針

- ・ 通所リハビリテーション計画等に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

- ・ 利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- ・ 地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- ・ 明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- ・ サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施する。
- ・ 利用者個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設で介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

3. 営業日、営業時間及び提供時間

営業日及び営業時間を次のとおりとします。

- (1) 営業日 …… 日曜日を除く、月曜日から土曜日までの祝日を含む 6 日間を営業日及びサービス提供日とする。(年末年始 12 月 31 日から 1 月 3 日を除く)
- (2) 営業時間 …… 営業日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで。
- (3) 提供時間 …… サービス提供時間は午前 10 時 10 分から午後 4 時 15 分まで。

4. 通常の事業の実施地域

サービス提供地域は次のとおりとします。

- ・ 横浜市青葉区 鉄町、すすき野、大場町、あざみ野南、美しが丘、美しが丘西、荏田北、荏子田、黒須田、新石川、元石川町、みすずが丘、あざみ野、もみの木台、市ヶ尾町
- ・ 川崎市麻生区 虹ヶ丘、王禅寺西、王禅寺東
- ・ 川崎市宮前区 水沢、犬蔵、鷺沼、南平台、白幡台、土橋 5～7 丁目、菅生 3～6 丁目、初山
- ・ 川崎市多摩区 長沢

5. 従業者の職種、員数

当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

「単位1」

職員の職種	人数	常勤（人）		非常勤（人）		常勤換算人数	業務・職務内容
		専従	兼務	専従	兼務		
施設長（医師）	1		1			1.0	施設を管理運営、職員全体の指導監督
医師（施設長含）	5		1		4	1.3	利用者の健康管理、診察、医療業務
支援相談員	1		1			0.5	契約手続、契約更新手続、利用相談等
介護職員	11	7	1	2		9.0	送迎介助、日常生活介助、利用者の通所リハビリテーション計画等に基づく介護・看護、診察の補助、医療行為
看護職員	1				1	0.6	
理学療法士	4		4			1.4	リハビリ業務全般、生活動作能力等を把握し、機能維持、回復訓練や生活動作の回復への助言
作業療法士	2		2			0.4	
言語聴覚士	1		1			0.2	
管理栄養士	1		1			1.0	献立作成、栄養量計算、食生活指導・助言
事務・運転員	9		4		5	7.0	保険請求、庶務、一般事務・送迎業務等

6. 通所リハビリテーション等のサービス内容

（1）通所リハビリテーション計画等の立案

利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画及び介護予防サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所リハビリテーション計画等を作成します。

（2）送迎

当施設が所有する自動車により、利用者の居宅と当事業所間の送迎を行います。

（3）リハビリテーション

利用者の能力に応じて、食事、入浴、排泄、更衣などの日常生活動作を通じた訓練、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した機能訓練を行います。

（4）食事の提供および介助

管理栄養士作成による献立表にて食事の提供、および介助が必要な利用者に対して介助を行います。

（5）入浴の提供および介助

利用者の状況に応じて、入浴の提供、および介助が必要な利用者に対して介助を行います。

(6) 排泄介助

利用者の状況に応じて、排泄介助の介助を行います。

(7) 移動、移乗介助

介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車椅子へ移乗の介助を行います。

(8) 服薬介助

介助が必要な利用者に対して配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。

(9) 創作活動など

利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

7. 通所リハビリテーション等の利用料

通所リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとします。

(1) 当該通所リハビリテーション等が法定代理受領サービスである時は、その額の1割、2割又は3割となります。

(2) 食費、日用生活品費、教養娯楽費、基本時間外施設利用料、おむつ代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料は、別に定める利用料金表のとおりとなります。

(3) 提供を超える送迎については別途1km単位につき片道100円頂きます。

8. 施設利用に当たっての留意事項

(1) 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとします。

- ・ 利用をお休みされる場合は、利用前日17時までに当施設へ連絡をお願いします。
- ・ 体調不良時の利用はお断りさせていただきます。なお、利用中に体調の悪化がみられた場合には、原則サービスを切り上げてのご帰宅をお願いしています。
- ・ 悪天候時（大雨、降雪、台風等）は、利用者の安全の確保のため、サービス提供時間の変更や営業を中止することがあります。その場合は事前にご連絡します。
- ・ 食事は特段の事情がない限り、当施設の提供するものをお召し上がりいただきます。
- ・ 施設敷地内や送迎車内での飲酒・喫煙はお断りします。
- ・ 設備、備品等は、従業員の指示に従ってご利用ください。
- ・ 金銭、貴重品は、自己管理とします。紛失防止のため極力お持ち込みはお控えください。
- ・ 携帯電話は、マナーモードに設定のうえ、指定された場所での使用をお願いします。
- ・ 通所リハビリテーション等利用時間中に、医療機関にかかることはできません。
- ・ 送迎利用時の乗降場所は、当施設と利用者の居宅に限られます。
- ・ 利用者の営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止します。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止します。
- ・ 入院等でお休みが2か月を超える場合、利用されていた曜日の枠に他の利用者を案内させていただくことがあります。この場合、利用再開時に元の曜日に戻れないことがあります。

(2) サービスの提供に先立って、次のものに記載された内容を確認させていただきます。

① 介護保険被保険者証

② 介護保険負担割合証

記載内容に変更があった場合は、速やかに当事業所にお知らせください。

9. 秘密の保持および個人情報の保護について

- (1) 利用者の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。
- (2) 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者または利用者の家族の同意を得ます。
- (3) 従業員に対して、従業員である期間および従業員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、従業員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

10. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する通所リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等、市区町村および利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する通所リハビリテーション等の提供により当施設が賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11. 協力医療機関

- (1) 当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

協力医療機関 (協力歯科医療機関)	名 称	たま日吉台病院
	所 在 地	川崎市麻生区王禅寺 1 1 0 5 番地
	名 称	松田クリニック
	所 在 地	横浜市青葉区美しが丘西 2 丁目 6 番 3 号
	名 称	わたぎ歯科医院
	所 在 地	横浜市青葉区すすき野 3 - 7 - 2 プロスペールすすき野
	名 称	横浜新都市脳神経外科病院
	所 在 地	横浜市青葉区荏田町 4 3 3 番地
	名 称	青葉さわい病院
	所 在 地	横浜市青葉区元石川町 4 3 0 0 番地
	名 称	横浜総合病院
	所 在 地	横浜市青葉区鉄町 2 2 0 1 - 5

- (2) 緊急時には、別紙「通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション利用契約」にご記入いただいた連絡先に連絡いたします。また、緊急時にかかりつけ医療機関（指定）がありましたら事前にお知らせ下さい。ただし、緊急時になりますので必ずしも指定の医療機関への対応ができない場合があります。

12. 非常災害対策

消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事務部職員を充てる。
- (2) 防火責任者及び火元責任者には、各フロアー担当者を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
防火教育内容は、概ね次に挙げるものとする。消防計画について・職員等が守るべき事項・火災発生時及び地震発生時の対応について・その他火災予防上必要な事項について、採用時とその後必要の都度防災教育を行い、消火訓練年 2 回以上、避難訓練年 2 回以上（うち一回は夜間を想定した訓練）、通報訓練年 2 回以上実施をする。
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

13. 要望又は苦情・相談体制

- (1) 利用者及び利用者の家族等は、当施設の提供する通所リハビリテーション等に対しての要望又は苦情がある場合には当施設、市区町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。
- (2) 当施設は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- (3) 当施設は、利用者及び利用者の家族等が苦情申し出等を行なったことを理由として何らの不利益な取扱いもいたしません。
- (4) 当施設には支援相談の専門職として支援相談員、又は看護職員、介護職員、医師等職員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話 045-904-2255）
要望や苦情などは、支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、1 階に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

① サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

施設の相談窓口	相 談 員	田中 康代
	電 話 番 号	0 4 5 - 9 0 4 - 2 2 5 5
	F A X 番 号	0 4 5 - 9 0 4 - 1 5 1 1
	対 応 時 間	0 9 : 0 0 ～ 1 7 : 3 0
苦情解決責任者	施 設 長	河西 紀昭
	電 話 番 号	0 4 5 - 9 0 4 - 2 2 5 5
	F A X 番 号	0 4 5 - 9 0 4 - 1 5 1 1
	対 応 時 間	0 9 : 0 0 ～ 1 7 : 3 0

② 公的機関においても、次の機関においても苦情申出等ができます。

市町村窓口	名 称	横浜市はまふくコール（横浜市苦情相談コールセンター）
	所 在 地	〒231-0005 神奈川県横浜市中区本町6-50-10
	電 話 番 号	045-263-8084
	F A X 番 号	045-550-3615
	対 応 時 間	09:00 ～ 17:00
	名 称	横浜市青葉区高齢障害支援課
	所 在 地	〒225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4
	電 話 番 号	045-978-2429
	F A X 番 号	045-978-2416
国保連窓口	対 応 時 間	08:45 ～ 17:00
	(利用者の保険者が横浜市青葉区以外の場合)	
	名 称	川崎市宮前区役所高齢・障害課
	電 話 番 号	044-856-3304
	名 称	川崎市多摩区役所高齢・障害課
	電 話 番 号	044-935-3302
	名 称	川崎市麻生区役所高齢・障害課
	電 話 番 号	044-965-5159
	対 応 時 間	08:30 ～ 17:00
国保連窓口	名 称	神奈川県国民健康保険団体連合会
	所 在 地	〒220-0003 横浜市西区楠木27-1
	電 話 番 号	045-329-3447
	対 応 時 間	08:30 ～ 17:15

14. 職員の服務規律

職員は関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持します。利用者に対しては、人格を尊重し丁寧に対応します。

15. 職員の研修

施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保します。またふた月に1回、施設内研修の場を設け、職員全体の共通認識を深めることに努力します。

16. その他

- (1) サービス従事者に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- (2) 当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

17. 支払方法

当施設は、利用者が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び前々月の領収書を、毎月15日までに発行し、送付いたします。利用者は、当施設に対し、当該合計額をその月の27日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は原則口座振替といたします。但し、サービス利用開始日によっては、口座振替手続きが間に合わない場合、振込になる場合もあります。その際は、医療法人社団白寿会口座にお振込みください。手数料は利用者負担となります。なお、口座振替日の前日までに指定口座にご入金ください。

当施設は、利用者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者が指定する送付先に対して、領収書を送付致します。領収書の再発行は有料となる場合がありますので、大切に保管してください。

18. サービス提供責任者

サービス提供の責任者は、次のとおりです。

サービスについてご相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

氏名 田中 康代 連絡先(電話) 045-904-2255

19. 介護保険サービス費 介護保険負担割合「1割」負担の方

(1) 基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度及び利用時間によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分（1割分）です）

通所リハビリテーション基本サービス費（1単位2級地は10.88円）

介護度	単位数（6時間以上7時間未満）	基本料金	自己負担額
要介護1	715単位/日	7,779円/日	778円/日
要介護2	850単位/日	9,248円/日	925円/日
要介護3	981単位/日	10,673円/日	1,068円/日
要介護4	1,137単位/日	12,370円/日	1,237円/日
要介護5	1,290単位/日	14,035円/日	1,404円/日

※ 通所リハビリテーション費及び介護予防通所リハビリテーション費には、施設と自宅との間で送迎を行う場合の費用も含まれております。

通所リハビリテーション基本サービス費（自己負担額1日あたり（1割分） 短時間ご利用の場合）

自己負担額/日（要介護度別）					ご利用時間数
要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
402円	433円	467円	499円	535円	1時間以上2時間未満
417円	478円	542円	604円	666円	2時間以上3時間未満
529円	615円	700円	809円	916円	3時間以上4時間未満
602円	699円	795円	919円	1,042円	4時間以上5時間未満
677円	803円	927円	1,074円	1,219円	5時間以上6時間未満

(2) 介護予防通所リハビリテーションの基本料金

施設利用料(要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。以下は1月当たりの自己負担分(1割分)です)

介護予防通所リハビリテーション基本サービス費(1単位2級地は10.88円)

要介護状態区分	単位数	基本料金	自己負担額
要支援1	2, 268単位/月	24, 675円/月	2, 468円/月
要支援2	4, 228単位/月	46, 000円/月	4, 600円/月

(3) 通所リハビリテーション加算項目 (1単位2級地は10.88円)

項目	内容	単位数	自己負担額
リハビリテーション提供体制加算	3時間以上の通所リハビリテーションを提供した場合において、リハビリテーション専門職の配置が、人員に関する基準よりも手厚い体制を構築し、リハビリテーションマネジメントに基づいた長時間のサービスを提供している場合に算定。(リハビリテーションマネジメント加算を算定していること)	12単位/回	13円/回
		16単位/回	18円/回
		20単位/回	22円/回
		24単位/回	27円/回
		28単位/回	31円/回
入浴介助加算(Ⅰ)	施設で入浴介助を行った場合。Ⅱは、医師等が居宅を訪問し、浴室における利用者の動作及び浴室環境を評価すること。利用者自身又は家族等の介助による入浴が難しい環境の場合、訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、浴室の環境整備に係る助言を行うこと。当該利用者の個別の入浴計画を作成すること。それに基づき、個浴その他の利用者の居宅状況に近い環境にて入浴介助を行うこと。	40単位/日	44円/日
入浴介助加算(Ⅱ)		60単位/日	66円/日
リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ	医師、理学療法士・作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して利用者毎のリハビリテーション実施計画書を作成し、利用者の状態を定期的に記録、その他リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が新規にリハビリ実施計画を作成した利用者宅に開始日から起算して1月以内に診察、運動機能検査、作業能力検査等を行うこと。医師の指示を明確に伝達していること。	同意日の属する月から6月以内 560単位/月	610円/月
リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ		同意日の属する月から6月超 240単位/月	262円/月
リハビリテーションマネジメント加算ロ1	利用者毎のリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用していること。	同意日の属する月から6月以内 593単位/月	646円/月
リハビリテーションマネジメント加算ロ2	リハビリテーション会議を開催し、目標やリハビリテーションの内容を、通所リハビリテーション事業所の職員の他、介護支援専門員、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等の担当者、その他関係者と共有すること。	同意日の属する月から6月超 273単位/月	297円/月
リハビリテーションマネジメント加算ハ1	通所リハビリテーション計画は、医師もしくは計画作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又はその家族に対して説明し、同意を得るとともに、説明した内容について医師へ報告すること。	同意日の属する月から6月以内 793単位/月	863円/月

リハビリテーション マネジメント加算 ハ2	同意日の属する月から6月以内は1月に1回以上、6月以降は3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、通所リハビリテーション計画を見直していること。 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員に対し、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供をすること。	同意日の属する月から6月超 473単位/月	515円/月
(事業所の医師が利用者等に説明し、利用者の同意を得た場合)	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、家族若しくは指定訪問介護等の指定居宅サービスの従事者に対し、利用者の居宅で、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。全てのプロセスについて記録すること。	270単位/月	294円/月
短期集中個別リハビリテーション実施 加算	病院もしくは診療所又は介護保険施設から退院(所)した日または初回の要介護認定(以下「退院(所)日とする」)から起算して3ヵ月以内に1週につきおおむね2日以上、集中的に個別リハビリテーションを行った場合。(40分以上)	110単位/日	120円/日
認知症短期集中リハビリテーション 加算(Ⅰ)	認知症であると医師が判断したものであって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、医師又は医師の指示を受けて理学療法士等が、退院後又は通所開始日から起算して3ヶ月以内に集中的な個別リハビリテーションを行った場合。(1週に2日を限度)	240単位/日	262円/日
認知症短期集中リハビリテーション 加算(Ⅱ)	認知症であると医師が判断したものであって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、医師又は医師の指示を受けて理学療法士等が、退院(所)日の翌日の属する月又は通所開始月から起算して3ヶ月以内に1につき4回以上リハビリテーションを行った場合。	1,920単位/月	2,089円/月
生活行為向上リハビリテーション実施 加算	生活行為の内容の充実を図るための専門的な知識もしくは経験を有する作業療法士又は生活行為の内容の充実を図るための研修を修了した理学療法士もしくは言語聴覚士が配置されていること。指定通所リハビリテーションの事業所が、生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定めて、利用者に対してリハビリテーションを計画的に行い、当該計画で定めたリハビリテーションの実施期間中及びリハビリテーションの提供終了日前1月以内にリハビリテーション会議を開催し、目標の達成状況を報告すること。 リハビリテーションマネジメント加算A・Bのいずれかを算定していること。指定通所リハビリテーション事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が居宅を訪問し生活行為に関する評価をおおむね1月に1回以上実施すること。	開始月から6月以内 1,250単位/月	1,360円/月
若年性認知症受入 加算	若年性認知症利用者に対して通所リハビリサービスを行った場合。	60単位/日	66円/日
栄養アセスメント 加算	管理栄養士を1名以上配置し、利用者毎に管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、利用者又はその家族に対して結果を説明し、相談等に対応すること。栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって必要な情報を活用していること。	50単位/月	55円/月
栄養改善加算	低栄養の改善を目的として栄養計画を作成、実施し、必要に応じ居宅を訪問し、定期的に評価した場合。(3月以内、月2回限度)	200単位/回	218円/回

口腔機能向上 加算(Ⅰ)	口腔機能の向上、改善のための計画を作成、実施し、定期的に評価した場合。口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用していること。(月2回限度)	150 単位/回	164 円/回
口腔機能向上 加算(Ⅱ)		160 単位/回	174 円/回
口腔・栄養スクリー ニング加算(Ⅰ)	利用開始日及び利用中6ヶ月ごとに利用者の口腔の健康状態、栄養状態について確認を行い、当該情報を介護支援専門員に文書で共有した場合(6月に1回を限度) 栄養アセスメント加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定しており加算Ⅰを算定できない場合のみⅡの算定可能。	20 単位/回	22 円/回
口腔・栄養スクリー ニング加算(Ⅱ)		5 単位/回	6 円/回
重度療養管理加算	要介護度3、4又は要介護5の利用者で、以下に記載する状態の利用者に指定通所リハビリテーションを、計画的な医学管理のもと行った場合。 ◇常時頻回の喀痰吸引を実施 ◇呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 ◇中心静脈注射を実施 ◇人工腎臓を実施かつ重篤な合併症を有する ◇重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施 ◇膀胱又は直腸の機能障害の程度が身障4級以上に該当かつストーマ処置実施 ◇経鼻胃管や胃ろう等の経腸栄養が行なわれている ◇褥瘡に対する治療を実施 ◇気管切開が行なわれている	100 単位/日	109 円/日
中重度者ケア体制 加算	◇指定基準に定められた員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で1以上確保していること ◇前年度又は算定日が属する月の前3月間の指定通所リハビリテーション事業所の利用者数の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が100分の30以上であること ◇指定通所リハビリテーションを行う時間帯を通じて、専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護職員を1以上配置していること	20 単位/日	22 円/日
移行支援加算	◇指定通所リハビリテーション事業所において、評価対象期間の次の年度内に限り1日につき12単位を所定の単位数に加算する ◇評価対象期間において指定通所リハビリテーションの提供を終了した者のうち、指定通所介護等を実施する者の占める割合が100分の3を超えていること ◇評価対象期間中に指定通所リハビリテーションの提供を終了した日から起算して14日以降44日以内に、指定通所リハビリテーション事業所の従事者が、リハビリテーションの提供を終了した者に対して、電話等により、指定通所介護等の実施状況を確認し、記録すること ◇リハビリテーション終了者が指定通所介護等の事業所へ移行するにあたり、リハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供すること ◇12月を当該指定通所リハビリテーション事業所の利用者の平均利用月数で除して得た数が100分の27以上であること	12 単位/日	13 円/日

科学的介護推進体制加算	ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。当該情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。	40 単位／月	44 円／月
退院時共同指導加算	医療機関からの退院後に介護保険のリハビリテーションを行う際、リハビリテーション事業所の理学療法士等が、医療機関の退院前カンファレンスに参加し共同指導を行った場合、1 回に限り加算。	600 単位／回	653 円／回
送迎を行わない場合	送迎を実施していない場合（利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行う場合等の事業所が送迎を実施していない場合）は減算の対象とする。	▲47 単位／片道	▲52 円／片道
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 70 以上、勤続 10 年以上介護福祉士 25%以上である場合に算定。	22 単位／回	24 円／回
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 50 以上である場合に算定。	18 単位／回	20 円／回
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 40 以上、勤続 7 年以上介護士 30%以上である場合に算定。	6 単位／回	7 円／回
介護職員等処遇改善加算（Ⅰイ）	介護人材の確保や定着の促進、介護サービスの質の向上、介護職員等の賃金水準の向上を目的とした加算。介護福祉士 30%以上を配置していること。（Ⅰロ）については令和 8 年度特例要件を満たすこと。	所定単位数 10.3%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ）		所定単位数 11.1%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅱイ）	介護人材の確保や定着の促進、介護サービスの質の向上、介護職員等の賃金水準の向上を目的とした加算。改善後の賃金年額 440 万円以上が 1 人以上いること。（Ⅱロ）については令和 8 年度特例要件を満たすこと。	所定単位数×10.0%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅱロ）		所定単位数×10.8%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	介護人材の確保や定着の促進、介護サービスの質の向上、介護職員等の賃金水準の向上を目的とした加算。資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備がされていること。	所定単位数×8.3%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	介護人材の確保や定着の促進、介護サービスの質の向上、介護職員等の賃金水準の向上を目的とした加算。職場環境の改善や、賃金体系等の整備及び研修の実施等を行うこと。	所定単位数×7.0%	

（４） 介護予防通所リハビリテーション加算項目 要支援 1・2 共通（1 単位 2 級地は 10.88 円）

項目	内容	単位数	自己負担額
生活行為向上リハビリテーション実施加算	生活行為の内容の充実を図るための専門的な知識もしくは経験を有する作業療法士又は生活行為の内容の充実を図るための研修を修了した理学療法士もしくは言語聴覚士が配置されていること。 指定通所リハビリテーションの事業所が、生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定めて、利用者に対してリハビリテーションを計画的に行い、当該計画で定めたリハビリテーションの実施期間中及びリハビリテーションの提供終了日前 1 月以内にリハビリテーション会議を開催し、目標の達成状況を報告すること。 リハビリテーションマネジメント加算 A・B のいずれかを算定していること。指定通所リハビリテーション事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が居宅を訪問し生活行為に関する評価をおおむね 1 月に 1 回以上実施すること。	開始月から 6 月以内 562 単位／月	612 円／月

1 2 月超減算 21	利用を開始した日の属する月から起算して 12 月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合、減算。但し、定期的なリハビリテーション会議によるリハビリテーション計画の見直しを行い、計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けて情報を活用している場合は減算を行わない。	1 月につき▲ 120 単位減算	1 月につき 131 円減額
1 2 月超減算 22		1 月につき▲ 240 単位減算	1 月につき 262 円減額
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者に対して予防通所リハビリを行った場合。	240 単位／月	262 円／月
栄養改善加算	低栄養の改善を目的として栄養計画を作成、実施し、必要に応じ居宅を訪問し、定期的に評価した場合。（3 月以内、月 2 回限度）	200 単位／月	218 円／月
栄養アセスメント加算	管理栄養士を 1 名以上配置し、利用者毎に管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、利用者又はその家族に対して結果を説明し、相談等に対応すること。栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、必要な情報を活用していること。	50 単位／月	55 円／月
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	利用開始日及び利用中 6 ヶ月ごとに利用者の口腔の健康状態、栄養状態について確認を行い、当該情報を介護支援専門員に文書で共有した場合（6 月に 1 回を限度）栄養アセスメント加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定しており加算Ⅰを算定できない場合のみⅡの算定可能。	20 単位／回	22 円／回
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)		5 単位／回	6 円／回
口腔機能向上加算(Ⅰ)	口腔機能の向上、改善のための計画を作成、実施し、定期的に評価した場合。口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用していること。（月 2 回限度）	150 単位／月	164 円／月
口腔機能向上加算(Ⅱ)		160 単位／月	174 円／月
一体的サービス提供加算	◇以下の要件を全て満たす場合、一体的サービス提供加算を算定する。 ・栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを実施していること。 ・利用者が介護予防通所リハビリテーションの提供を受けた日において、当該利用者に対し、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうちいずれかのサービスを行う日を 1 月につき 2 回以上設けていること。 ・栄養改善加算、口腔機能向上加算を算定していないこと。	480 単位／月	523 円／月
科学的介護推進体制加算	ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。当該情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。	40 単位／月	44 円／月
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 1 ※要支援 1	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 70 以上、勤続 10 年以上介護福祉士 25% 以上である場合に算定。	88 単位／月	96 円／月
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 2 ※要支援 2		176 単位／月	192 円／月

サービス提供体制強化加算（Ⅱ）1 ※要支援1	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上である場合に算定。	72単位／月	79円／月
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）2 ※要支援2	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上である場合に算定。	144単位／月	157円／月
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）1 ※要支援1	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上、勤続7年以上介護士30%以上である場合に算定。	24単位／月	27円／月
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）2 ※要支援2		48単位／月	53円／月
介護職員等処遇改善加算（Ⅰイ）	介護人材の確保や定着の促進、介護サービスの質の向上、介護職員等の賃金水準の向上を目的とした加算。介護福祉士30%以上を配置していること。（Ⅰロ）については令和8年度特例要件を満たすこと。	所定単位数10.3%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ）		所定単位数11.1%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅱイ）	介護人材の確保や定着の促進、介護サービスの質の向上、介護職員等の賃金水準の向上を目的とした加算。改善後の賃金年額440万円以上が1人以上いること。（Ⅱロ）については令和8年度特例要件を満たすこと。	所定単位数×10.0%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅱロ）		所定単位数×10.8%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	介護人材の確保や定着の促進、介護サービスの質の向上、介護職員等の賃金水準の向上を目的とした加算。資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備がされていること。	所定単位数×8.3%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	介護人材の確保や定着の促進、介護サービスの質の向上、介護職員等の賃金水準の向上を目的とした加算。職場環境の改善や、賃金体系等の整備及び研修の実施等を行うこと。	所定単位数×7.0%	

19. 介護保険サービス費 介護保険負担割合「2割」「3割」負担の方

（1）基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度及び利用時間によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分（2割分/【 】は自己負担3割分）です。

通所リハビリテーション基本サービス費（1単位2級地は10.88円）

介護度	単位数（6時間以上8時間未満）	基本料金	自己負担額
要介護1	715単位／日	7,779円／日	1,556円／日 【2,334円／日】
要介護2	850単位／日	9,248円／日	1,850円／日 【2,775円／日】
要介護3	981単位／日	10,673円／日	2,135円／日 【3,202円／日】
要介護4	1,137単位／日	12,370円／日	2,474円／日 【3,711円／日】
要介護5	1,290単位／日	14,035円／日	2,807円／日 【4,211円／日】

※ 通所リハビリテーション費及び介護予防通所リハビリテーション費には、施設と自宅との間で送迎を行う場合の費用も含まれております。

通所リハビリテーション基本サービス費（自己負担額 1 日あたり（2 割分/【 】は自己負担 3 割分）短時間ご利用の場合）

自己負担額／日（要介護度別）					ご利用時間数
要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	
803 円 【1,205 円】	866 円 【1,299 円】	934 円 【1,401 円】	997 円 【1,495 円】	1,069 円 【1,603 円】	1 時間以上 2 時間未満
834 円 【1,251 円】	956 円 【1,433 円】	1,084 円 【1,626 円】	1,208 円 【1,812 円】	1,322 円 【1,998 円】	2 時間以上 3 時間未満
1,058 円 【1,587 円】	1,230 円 【1,845 円】	1,399 円 【2,099 円】	1,617 円 【2,425 円】	1,832 円 【2,748 円】	3 時間以上 4 時間未満
1,204 円 【1,805 円】	1,397 円 【2,096 円】	1,589 円 【2,383 円】	1,837 円 【2,755 円】	2,083 円 【3,124 円】	4 時間以上 5 時間未満
1,354 円 【2,031 円】	1,606 円 【2,409 円】	1,854 円 【2,781 円】	2,148 円 【3,222 円】	2,437 円 【3,656 円】	5 時間以上 6 時間未満

（2）介護予防通所リハビリテーションの基本料金

施設利用料（要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。以下は 1 月当たりの自己負担分（2 割分/【 】は自己負担 3 割分）です。

介護予防通所リハビリテーション基本サービス費（1 単位 2 級地は 10.88 円）

要介護状態区分	単位数	基本料金	自己負担額
要支援 1	2, 2 6 8 単位／月	2 4, 6 7 5 円／月	4, 9 3 5 円／月 【7, 4 0 3 円／月】
要支援 2	4, 2 2 8 単位／月	4 6, 0 0 0 円／月	9, 2 0 0 円／月 【1 3, 8 0 0 円／月】

（3）通所リハビリテーション加算項目（1 単位 2 級地は 10.88 円）

項目	内容	単位数	自己負担額
リハビリテーション提供体制加算	3 時間以上の通所リハビリテーションを提供した場合において、リハビリテーション専門職の配置が、人員に関する基準よりも手厚い体制を構築し、リハビリテーションマネジメントに基づいた長時間のサービスを提供している場合に算定。（リハビリテーションマネジメント加算を算定していること）	12 単位／回	26 円／回 【39 円／回】
		16 単位／回	35 円／回 【53 円／回】
		20 単位／回	44 円／回 【66 円／回】
		24 単位／回	53 円／回 【79 円／回】
		28 単位／回	61 円／回 【92 円／回】
入浴介助加算(Ⅰ)	施設で入浴介助を行った場合。Ⅱは、医師等が居宅を訪問し、浴室における利用者の動作及び浴室環境を評価すること。利用者自身又は家族等の介助による入浴が難しい環境の場合、訪問した医師等	40 単位／日	87 円／日 【131 円／日】

入浴介助加算(Ⅱ)	が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、浴室の環境整備に係る助言を行うこと。当該利用者の個別の入浴計画を作成すること。それに基づき、個浴その他の利用者の居宅状況に近い環境にて入浴介助を行うこと。	60 単位／日	131 円／日 【196 円／日】
リハビリテーション マネジメント加算 イ 1	医師、理学療法士・作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して利用者毎のリハビリテーション実施計画書を作成し、利用者の状態を定期的に記録、その他リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が新規にリハビリ実施計画を作成した利用者宅に開始日から起算して 1 月以内に診察、運動機能検査、作業能力検査等を行うこと。医師の指示を明確に伝達していること。利用者毎のリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用していること。リハビリテーション会議を開催し、目標やリハビリテーションの内容を、通所リハビリテーション事業所の職員の他、介護支援専門員、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等の担当者、その他関係者と共有すること。通所リハビリテーション計画は、医師もしくは計画作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又はその家族に対して説明し、同意を得るとともに、説明した内容について医師へ報告すること。 同意日の属する月から 6 月以内は 1 月に 1 回以上、6 月以降は 3 月に 1 回以上、リハビリテーション会議を開催し、通所リハビリテーション計画を見直していること。理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員に対し、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供をすること。理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、家族若しくは指定訪問介護等の指定居宅サービスの従事者に対し、利用者の居宅で、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。全てのプロセスについて記録すること。	同意日の属する月から 6 月以内 560 単位／月	1,219 円／月 【1,828 円／月】
リハビリテーション マネジメント加算 イ 2		同意日の属する月から 6 月超 240 単位／月	523 円／月 【784 円／月】
リハビリテーション マネジメント加算 ロ 1		同意日の属する月から 6 月以内 593 単位／月	1,291 円／月 【1,936 円／月】
リハビリテーション マネジメント加算 ロ 2		同意日の属する月から 6 月超 273 単位／月	594 円／月 【891 円／月】
リハビリテーション マネジメント加算 ハ 1		同意日の属する月から 6 月以内 793 単位／月	1,726 円／月 【2,589 円／月】
リハビリテーション マネジメント加算 ハ 2		同意日の属する月から 6 月超 473 単位／月	1,030 円／月 【1,544 円／月】
(事業所の医師が利用者等に説明し、利用者の同意を得た場合)		270 単位／月	588 円／月 【882 円／月】
短期集中個別リハビリテーション実施加算	病院もしくは診療所又は介護保険施設から退院(所)した日または初回の要介護認定(以下「退院(所)日とする」)から起算して 3 ヶ月以内に 1 週につきおおむね 2 日以上、集中的に個別リハビリテーションを行った場合。(40 分以上)	110 単位／日	240 円／回 【359 円／回】
認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅰ)	認知症であると医師が判断したものであって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、医師又は医師の指示を受けて理学療法士等が、退院後又は通所開始日から起算して 3 ヶ月以内に集中的な個別リハビリテーションを行った場合。(1 週に 2 日を限度)	240 単位／日	523 円／回 【784 円／回】
認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅱ)	認知症であると医師が判断したものであって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、医師又は医師の指示を受けて理学療法士等が、退院(所)日の翌日の属する月又は通所開始月から起算して 3 ヶ月以内に 1 月につき 4 回以上リハビリテーションを行った場合。	1,920 単位／月	4,178 円／月 【6,267 円／月】

生活行為向上リハビリテーション実施加算	生活行為の内容の充実を図るための専門的な知識もしくは経験を有する作業療法士又は生活行為の内容の充実を図るための研修を修了した理学療法士もしくは言語聴覚士が配置されていること。指定通所リハビリテーションの事業所が、生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定めて、利用者に対してリハビリテーションを計画的に行い、当該計画で定めたリハビリテーションの実施期間中及びリハビリテーションの提供終了日前1月以内にリハビリテーション会議を開催し、目標の達成状況を報告すること。リハビリテーションマネジメント加算A・Bのいずれかを算定していること。指定通所リハビリテーション事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が居宅を訪問し生活行為に関する評価をおおむね1月に1回以上実施すること。	開始月から 6月以内 1,250単位／月	2,720円／月 【4,080円／月】
若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者に対して通所リハビリサービスを行った場合。	60単位／日	131円／日 【196円／月】
栄養アセスメント加算	管理栄養士を1名以上配置し、利用者毎に管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、利用者又はその家族に対して結果を説明し、相談等に対応すること。栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、必要な情報を活用していること。	50単位／月	109円／月 【164円／月】
栄養改善加算	低栄養の改善を目的として栄養計画を作成、実施し、必要に応じ居宅を訪問し、定期的に評価した場合。（3月以内、月2回限度）	200単位／回	436円／回 【653円／回】
口腔機能向上加算（Ⅰ）	口腔機能の向上、改善のための計画を作成、実施し、定期的に評価した場合。口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用していること。（月2回限度）	150単位／回	327円／回 【490円／回】
口腔機能向上加算（Ⅱ）		160単位／回	348円／回 【522円／回】
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	利用開始日及び利用中6ヶ月ごとに利用者の口腔の健康状態、栄養状態について確認を行い、当該情報を介護支援専門員に文書で共有した場合（6月に1回を限度）栄養アセスメント加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定しており加算Ⅰを算定できない場合のみⅡの算定可能。	20単位／回	44円／回 【66円／回】
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）		5単位／回	11円／回 【17円／回】
重度療養管理加算	要介護度3、4又は要介護5の利用者で、以下に記載する状態の利用者に指定通所リハビリテーションを、計画的な医学管理のもと行った場合 ◇常時頻回の喀痰吸引を実施 ◇呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 ◇中心静脈注射を実施 ◇人工腎臓を実施かつ重篤な合併症を有する ◇重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施 ◇膀胱又は直腸の機能障害の程度が身障4級以上に該当かつストーマ処置実施 ◇経鼻胃管や胃ろう等の経腸栄養が行なわれている ◇褥瘡に対する治療を実施 ◇気管切開が行なわれている	100単位／日	218円／日 【327円／日】

中重度者ケア体制 加算	◇指定基準に定められた員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で1以上確保していること ◇前年度又は算定日が属する月の前3月間の指定通所リハビリテーション事業所の利用者数の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が100分の30以上であること ◇指定通所リハビリテーションを行う時間帯を通じて、専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護職員を1以上配置していること	20 単位／日	44 円／日 【66 円／日】
移行支援加算	◇指定通所リハビリテーション事業所において、評価対象期間の次の年度内に限り1日につき12単位を所定の単位数に加算する ◇評価対象期間において指定通所リハビリテーションの提供を終了した者のうち、指定通所介護等を実施する者の占める割合が100分の3を超えていること ◇評価対象期間中に指定通所リハビリテーションの提供を終了した日から起算して14日以降44日以内に、指定通所リハビリテーション事業所の従事者が、リハビリテーションの提供を終了した者に対して、電話等により、指定通所介護等の実施状況を確認し、記録すること ◇リハビリテーション終了者が指定通所介護等の事業所へ移行するにあたり、リハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供すること ◇12月を当該指定通所リハビリテーション事業所の利用者の平均利用月数で除して得た数が100分の27以上であること	12 単位／日	26 円／日 【39 円／日】
科学的介護推進体制 加算	ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。当該情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。	40 単位／月	87 円／月 【131 円／月】
退院時共同指導加算	医療機関からの退院後に介護保険のリハビリテーションを行う際、リハビリテーション事業所の理学療法士等が、医療機関の退院前カンファレンスに参加し共同指導を行った場合、1回に限り加算。	600 単位／回	1,306 円／回 【1,959 円／月】
送迎を行わない場合	送迎を実施していない場合（利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行う場合等の事業所が送迎を実施していない場合）は減算の対象とする。	▲47 単位／ 片道	▲103 円／片道 【▲154 円／片道】
サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上、勤続10年以上介護福祉士25%以上である場合に算定。	22 単位／回	48 円／回 【72 円／回】
サービス提供体制 強化加算（Ⅱ）	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上である場合に算定。	18 単位／回	39 円／回 【59 円／回】
サービス提供体制 強化加算（Ⅲ）	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上、勤続7年以上介護士30%以上である場合に算定。	6 単位／回	13 円／回 【20 円／回】
介護職員等処遇改善 加算（Ⅰイ）	介護人材の確保や定着の促進、介護サービスの質の向上、介護職員等の賃金水準の向上を目的とした加算。介護福祉士30%以上を配置していること。（Ⅰロ）については令和8年度特例要件を満たすこと。	所定単位数 10.3%	
介護職員等処遇改善 加算（Ⅰロ）		所定単位数 11.1%	

介護職員等処遇改善加算（Ⅱイ）	介護人材の確保や定着の促進、介護サービスの質の向上、介護職員等の賃金水準の向上を目的とした加算。改善後の賃金年額 440 万円以上が 1 人以上いること。（Ⅱロ）については令和 8 年度特例要件を満たすこと。	所定単位数 × 10.0%
介護職員等処遇改善加算（Ⅱロ）		所定単位数 × 10.8%
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	介護人材の確保や定着の促進、介護サービスの質の向上、介護職員等の賃金水準の向上を目的とした加算。資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備がされていること。	所定単位数 × 8.3%
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	介護人材の確保や定着の促進、介護サービスの質の向上、介護職員等の賃金水準の向上を目的とした加算。職場環境の改善や、賃金体系等の整備及び研修の実施等を行うこと。	所定単位数 × 7.0%

（４） 介護予防通所リハビリテーション加算項目 要支援 1・2 共通（1 単位 2 級地は 10.88 円）

項目	内容	単位数	自己負担額
生活行為向上リハビリテーション実施加算	生活行為の内容の充実を図るための専門的な知識もしくは経験を有する作業療法士又は生活行為の内容の充実を図るための研修を修了した理学療法士もしくは言語聴覚士が配置されていること。指定通所リハビリテーションの事業所が、生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定めて、利用者に対してリハビリテーションを計画的に行い、当該計画で定めたりハビリテーションの実施期間中及びリハビリテーションの提供終了日前 1 月以内にリハビリテーション会議を開催し、目標の達成状況を報告すること。リハビリテーションマネジメント加算 A・B のいずれかを算定していること。指定通所リハビリテーション事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が居宅を訪問し生活行為に関する評価をおおむね 1 月に 1 回以上実施すること。	開始月から 6 月以内 562 単位／月	1,223 円／月 【1,835 円／月】
1 2 月超減算 21	利用を開始した日の属する月から起算して 12 月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合、減算。但し、定期的なりハビリテーション会議によるリハビリテーション計画の見直しを行い、計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けて情報を活用している場合は減算を行わない。	1 月につき▲ 20 単位減算	▲44 円／月 【▲66 円／月】
1 2 月超減算 22		1 月につき▲ 40 単位減算	▲87 円／月 【▲131 円／月】
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者に対して予防通所リハビリを行った場合。	240 単位／月	523 円／月 【784 円／月】
栄養改善加算	低栄養の改善を目的として栄養計画を作成、実施し、必要に応じ居宅を訪問し、定期的に評価した場合。（3 月以内、月 2 回限度）	200 単位／月	436 円／月 【653 円／月】
栄養アセスメント加算	管理栄養士を 1 名以上配置し、利用者毎に管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、利用者又はその家族に対して結果を説明し、相談等に対応すること。 栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、必要な情報を活用していること。	50 単位／月	109 円／月 【164 円／月】
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	利用開始日及び利用中 6 ヶ月ごとに利用者の口腔の健康状態、栄養状態について確認を行い、当該情報を介護支援専門員に文書で共有した場合（6 月に 1 回を限度） 栄養アセスメント加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定しており加算Ⅰを算定できない場合のみⅡの算定可能。	20 単位／回	44 円／回 【66 円／回】
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)		5 単位／回	11 円／回 【17 円／回】

口腔機能向上加算 (Ⅰ)	口腔機能の向上、改善のための計画を作成、実施し、定期的に評価した場合。口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用していること。(月2回限度)	150 単位／月	327 円／月 【490 円／月】
口腔機能向上加算 (Ⅱ)		160 単位／月	348 円／月 【522 円／月】
一体的サービス提供 加算	◇以下の要件を全て満たす場合、一体的サービス提供加算を算定する。 ・栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを実施していること。 ・利用者が介護予防通所リハビリテーションの提供を受けた日において、当該利用者に対し、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうちいずれかのサービスを行う日を1月につき2回以上設けていること。 ・栄養改善加算、口腔機能向上加算を算定していないこと。	480 単位／月	1,045 円／月 【1,567 円／月】
科学的介護推進体制 加算	ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 当該情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。	40 単位／月	87 円／月 【131 円／月】
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 1 ※要支援 1	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 70 以上、勤続 10 年以上介護福祉士 25%以上である場合に算定。	88 単位／月	192 円／月 【288 円／月】
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 2 ※要支援 2		176 単位／月	383 円／月 【575 円／月】
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 1 ※要支援 1	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 50 以上である場合に算定。 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 50 以上である場合に算定	72 単位／月	157 円／月 【235 円／月】
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 2 ※要支援 2		144 単位／月	314 円／月 【470 円／月】
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) 1 ※要支援 1	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 40 以上、勤続 7 年以上介護士 30%以上である場合に算定。	24 単位／月	53 円／月 【79 円／月】
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) 2 ※要支援 2		48 単位／月	105 円／月 【157 円／月】
介護職員等処遇改善 加算 (Ⅰイ)	介護人材の確保や定着の促進、介護サービスの質の向上、介護職員等の賃金水準の向上を目的とした加算。介護福祉士 30%以上を配置していること。(Ⅰロ)については令和 8 年度特例要件を満たすこと。	所定単位数 10.3%	
介護職員等処遇改善 加算 (Ⅰロ)		所定単位数 11.1%	
介護職員等処遇改善 加算 (Ⅱイ)	介護人材の確保や定着の促進、介護サービスの質の向上、介護職員等の賃金水準の向上を目的とした加算。改善後の賃金年額 440 万円以上が 1 人以上いること。(Ⅱロ)については令和 8 年度特例要件を満たすこと。	所定単位数×10.0%	
介護職員等処遇改善 加算 (Ⅱロ)		所定単位数×10.8%	
介護職員等処遇改善 加算 (Ⅲ)	介護人材の確保や定着の促進、介護サービスの質の向上、介護職員等の賃金水準の向上を目的とした加算。資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備がされていること。	所定単位数×8.3%	

介護職員等処遇改善 加算（Ⅳ）	介護人材の確保や定着の促進、介護サービスの質の向上、介護職員等の賃金水準の向上を目的とした加算。職場環境の改善や、賃金体系等の整備及び研修の実施等を行うこと。	所定単位数×7.0%
--------------------	---	------------

20. 介護保険サービス費以外（その他の費用）

項目	料金	内容
食費	800 円／回	昼食代（食材料費及び調理費用相当が含まれております）
おやつ	50 円／日	おやつを希望された場合にお支払いいただきます。
日用品費 ※1	100 円／日	タオル、おしぼり、石鹸、ペーパーなど
教養娯楽費 ※1	100 円／日	新聞、書籍購入、筆記用具、レクリエーション材料代、クラブ活動など
おむつ代 ※2	188 円／枚	パンツタイプ
	51 円／枚	パットタイプ
交通費	100 円／1 k m追加毎	当施設の通常送迎地域を超える場合のみ別途料金が必要となります。別紙料金表サービス提供地域記載地域を越える場合（1 k m単位につき片道）

※1 ご希望の方のみとなります。

※2 使用した場合にお支払い頂きます。

個人情報の利用目的

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

介護老人保健施設青葉の丘では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

« 介護老人保健施設内部での利用目的 »

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・ 介護保険事務
- ・ 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - － 入退所等の管理
 - － 会計・経理
 - － 事故等の報告
 - － 当該利用者の介護・医療サービスの向上

« 他の事業者等への情報提供を伴う利用目的 »

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - － 平時から協力医療機関への病歴・健康状態等の情報共有（月 1 回の定期的な会議含む）
 - － 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - － 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - － 検体検査業務の委託その他の業務委託
 - － 家族等への心身の状況説明
- ・ 介護保険事務のうち
 - － 保険事務の委託
 - － 審査支払機関へのレセプトの提出
 - － 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

« 当施設の内部での利用に係る利用目的 »

- ・ 当施設の管理運営業務のうち
 - － 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - － 当施設において行われる学生の実習への協力
 - － 当施設において行われる事例研究

« 他の事業者等への情報提供に係る利用目的 »

- ・ 当施設の管理運営業務のうち
 - － 外部監査機関への情報提供

説明確認欄

年 月 日

サービス契約の締結に当り、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの、重要事項及び利用料の計算方法について説明をし、交付しました。

(説明担当者) 施設名 介護老人保健施設 青葉の丘
説明担当者 印

サービス契約の締結に当り、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの、重要事項及び利用料の計算方法について説明及び交付を受けました。

(利用者) 氏名 印

(代理人) 氏名 印
[続柄]

(家族) 氏名 印
[続柄]